

株主各位

2021年3月期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

- I. 会社の新株予約権等に関する事項
- II. 業務の適正を確保するための体制
- III. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- IV. 会社の支配に関する基本方針
- V. 連結持分変動計算書
- VI. 連結注記表
- VII. 株主資本等変動計算書
- VIII. 個別注記表

2021年6月2日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

I. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
2013年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 160,400株	1株当たり 735円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2014年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 164,000株	1株当たり 907円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2015年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 154,800株	1株当たり 1,104円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2016年6月28日 (第4回)	395個	普通株式 158,000株	1株当たり 896円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員

(注) 1.①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年に限って新株予約権を行使することができません。

②その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。

2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、第4回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。

3. 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的である株式の数」を調整しています。

2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区分	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
第1回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	54個	普通株式21,600株	3名
第2回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	54個	普通株式21,600株	3名
第3回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	56個	普通株式22,400株	3名
第4回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	56個	普通株式22,400株	3名

(注) 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的となる株式の数」を調整しています。

II. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めます。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範および各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2)当社は、コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス機能の責任者（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「コンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、使用人は、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口をはじめ、各地域に設置された通報受付窓口を活用し、通報することができます。
- (3)当社は、CEOをCSR責任者とし、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグローバル行動規範に沿った取り組みを推進します。
- (4)当社は、CEO直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は、オリンパスグループの内部監査結果を当社のCEOおよび監査委員会に報告します。
- (5)当社は、主要な子会社に取り締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6)当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (7)当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2)取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
- (2)当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3)当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を 방지、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメント運用規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、CEOが対策を決定します。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。取締役会はその他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
- (2)取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に1回報告を受けます。
- (3)取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。
- (4)当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。
- (2)当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

- (1)取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。
- (2)監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- (1)当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。
- (2)当社は、コンプライアンスマネジメントシステム規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス機能の責任者が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。
- (3)当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス機能の責任者は、コンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2)当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3)当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。
- (4)監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。
- (5)当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

(注) 2020年6月24日開催の取締役会の決議により、2020年7月30日付で、現状の組織体制に合わせ内容を一部改定しています。上記には、改定後の内容を記載しています。

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めています。また、オリンパスグローバル行動規範を制定しており、規程類の制定ならびに改定を行いました。
- ・当社は、グローバルコンプライアンスリーダーシップチームミーティングを開催し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指示の下、グローバルでの重要施策を確認しました。また、従業員に対するコンプライアンス研修を実施しました。
- ・当社は、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口のほか、内部通報受付窓口を各地域に設置しています。また、従業員に対し内部通報制度の周知と意識啓発を図りました。
- ・当社は、企業変革プラン「Transform Olympus」の下、ESGに関する取り組みを強化・推進しました。また、ESG推進強化のため、役員の業績連動報酬の評価指標における長期インセンティブ報酬の一部に、戦略目標としてESG評価機関による評価結果を連動しました。
- ・当社の内部監査機能は、内部監査規程に基づき、監査計画について取締役会および監査委員会に付議するとともに、監査実施状況等についてCEOおよび監査委員会ならびにグループ経営執行会議に報告しました。また、財務報告に係る内部統制の評価実施方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を取締役に報告しました。
- ・当社は、主要な子会社に取り締役および監査役を派遣しているほか、子会社の重要事項についてはオリンパスグローバルルールである職務権限規程および各地域のRegional Control Frameworkに基づき、当社において審議しました。
- ・当社は、当社および子会社の取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施しました。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書および規程類等の作成および保存を行いました。
- ・取締役は、重要な文書を必要ときに常時閲覧しています。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの重要事項について、グループ経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に上呈しています。執行役は、取締役会から委任された事項について職務権限規程に基づき意思決定を行うとともに、取締役会に報告しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により実開催が困難な状況になりましたが、グループ経営執行会議および取締役会をオンラインの活用により計画的かつ定期的に開催しました。更に、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行いました。

- ・当社は、情報セキュリティに関するグローバルな委員会を年7回開催し、グループにおける情報セキュリティの統制を強化しました。
 - ・当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックを受けて、グローバルではCovid-19 Global Task Forceを、日本では中央対策本部をそれぞれ設置し、組織横断的および一体的な対応を実施しました。
 - ・当社は、必要な教育・研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組みました。また、リスクマネジメントシステムの強化を目的として内部統制規程を見直すとともに、リスクマネジメント運用規程等の制改定を行い、プロセスの明確化を図りました。
 - ・各事業・機能部門がリスクアセスメントを実施するとともに、災害が発生した場合の迅速な対応のための訓練等を実施しました。
4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、執行役の職務の執行状況について取締役会に報告しました。また、次期の事業計画を策定しました。なお、当期において取締役会をオンライン等の活用により18回開催しました。
 - ・当社は、財務規程に基づき、定期的に各子会社の資金・為替・金融機関取引状況を取得し統括管理しました。また、グループファイナンス規程に基づき、子会社から財務状況を取得し、実績等の管理をしました。更に、定期的に取締役会およびグループ経営執行会議に必要な財務情報の提供を行いました。
5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社は、子会社からの報告に基づき四半期および年間レビューを行い、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しました。また、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しています。
 - ・当社は、連結会計規程に基づき、子会社から必要な情報を適時適切に取得し、内容の確認および承認を行いました。
6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、監査委員会室を設置し、2021年3月31日時点において専任の使用人を3名、兼任の使用人を1名配置しています。また、規程類の定めに従い、これらの使用人の執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の使用人に対する指示の実効性を確保しました。
7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
- ・当社は、当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人が法令違反等の事実を知ったときは、すみやかに監査委員会に報告することとしています。また、これらの者に対して不利益な処遇を行うことを禁止しています。
 - ・当社のコンプライアンス機能の責任者は、コンプライアンスに関する状況を取締役会および監査委員会に報告しました。また、内部通報状況および調査結果を監査委員会に報告しました。

- ・当社の内部監査機能の責任者は、定期的および必要な都度、内部監査の計画および監査状況を監査委員会に報告しました。
8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査委員および監査委員会の職務を支える体制に係る規程を定め、監査委員会に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、遵守しています。
9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査委員の求めに応じて、必要な費用を適宜精算しました。
10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役、執行役、執行役員および使用人が監査委員会によるヒアリングや往査に応じることにより、監査委員会の監査の実効性を確保しました。
 - ・当社の監査委員会は、取締役、執行役、執行役員および会計監査人と、定期的および必要な都度、意見交換を行いました。
 - ・当社は、監査委員がグループ経営執行会議等の重要な会議に出席する機会を確保しています。
 - ・当社の内部監査機能は、定期的および必要な都度、監査委員会に報告を行いました。また、当社は、必要に応じて、監査委員会が内部監査機能に指揮命令することができることとしています。
 - ・当社は、監査委員会の求めに応じて関係会社常勤監査役連絡会を開催するとともに、子会社の監査役との意見交換を実施しました。また、監査委員会は海外を含む主要な子会社の責任者から報告を受けました。

IV. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

V. 連結持分変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合計		
2020年4月1日 残高	124,643	91,157	△98,135	△22,751	275,833	370,747	1,211	371,958
当期利益					12,918	12,918	71	12,989
その他の包括利益				23,752		23,752		23,752
当期包括利益	—	—	—	23,752	12,918	36,670	71	36,741
自己株式の取得			△2			△2		△2
自己株式の処分		△58	58			0		0
剰余金の配当					△12,856	△12,856	△170	△13,026
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替額				△2,348	2,348	—		—
株式報酬取引		240	31			271		271
非支配持分との資本取引		△504				△504	42	△462
所有者との取引額等合計	—	△322	87	△2,348	△10,508	△13,091	△128	△13,219
2021年3月31日 残高	124,643	90,835	△98,048	△1,347	278,243	394,326	1,154	395,480

VI. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 100社

主要な連結子会社の名称 Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus (China) Co., Ltd.

連結範囲の変更

(新規) 17社

新たに連結子会社となった主な会社の名称及び新規連結の理由は以下の通りです。

Arc Medical Design Limited	株式取得によるもの
FH ORTHO SAS	株式取得によるもの
Veran Medical Technologies, Inc.	株式取得によるもの
Quest Photonic Devices B.V.	株式取得によるもの

(除外) 7社

連結の範囲から除外された主な会社の名称及び連結除外の理由は以下の通りです。

オリンパスRMS株式会社	株式売却によるもの
--------------	-----------

なお、映像事業の譲渡に関連して当連結会計年度において新規設立・売却した会社については上記の会社数に含めていません。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

4. 表示方法の変更

当連結会計年度において、当社は、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社との間に映像事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。

これに伴い、当連結会計年度より、映像事業を非継続事業に分類しています。

なお、非継続事業に分類した映像事業に係る損益は、連結損益計算書において継続事業からの当期利益の後に、法人所得税費用控除後の金額で区分表示しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用権資産を除く）。

- ・建物および構築物：2～50年
- ・機械装置および運搬具：2～10年
- ・工具、器具および備品：2～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

(6) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産：4～8年
- ・ソフトウェア：3～5年
- ・その他：3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(7) リース

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。なお、使用権資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」に含めて表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(9) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的の保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(11) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識しています。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(12) 収益

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しています（IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づく受取リース料を除く）。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、医療、科学およびその他製品の製造販売を主な事業としています。これらの製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引およびリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しています。

6. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

・棚卸資産の評価（注記「5. 会計方針に関する事項（3）棚卸資産」）

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、158,984百万円です。

・非金融資産の減損（注記「5. 会計方針に関する事項(8)非金融資産の減損」）

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、注記「5.会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの減損テストにおいて回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて計算しています。

事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っています。

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、事業計画における成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率です。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ238,952百万円、130,813百万円、100,435百万円です。

・引当金の測定（注記「5. 会計方針に関する事項(10)引当金」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、39,088百万円です。

・偶発債務注記（連結財政状態計算書に関する注記3）

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しています。

・確定給付制度債務の測定（注記「5. 会計方針に関する事項(11)従業員給付」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債又は資産として認識しています。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ22,677百万円、42,446百万円です。

- ・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識していません。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、それぞれ55,507百万円、10,852百万円です。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて世界的なワクチン接種の進展とともに引き続き縮小していくことを想定し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いています。当該仮定に基づき、のれんを含む固定資産の減損テストに加えて、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1)流動資産	5,180百万円
(2)非流動資産	8,059百万円

貸倒引当金のうち5,752百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期未収入金5,752百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しており、当連結会計年度において一部を回収しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 369,391百万円

3. 偶発債務

保証債務 (相手先)	(内 容)	(金 額)
従業員	住宅資金借入金等	3百万円
計		3百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 1,370,914,963株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年7月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	12,856	10	2020年5月31日	2020年7月31日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年5月7日開催の取締役会において、配当に関する事項を次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	15,428	利益剰余金	12	2021年3月31日	2021年6月3日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 513,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。

保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。

外貨建の金融資産及び金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約の利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の3つに区分しています。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものと認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下のとおりです。

上場株式はレベル1に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル2又はレベル3に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債はレベル2に区分し、通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、レベル3に区分し、将来の支払い可能性を見積り測定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の2021年3月31日（当連結会計年度末）における公正価値の測定レベル別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	968	－	968
株式等	－	－	1,495	1,495
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	10,327	－	853	11,180
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	2,467	－	2,467
条件付対価	－	－	3,608	3,608

レベル3に区分された金融資産の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	1,658
利得及び損失 (注)	
純損益	11
その他の包括利益	1
購入	727
売却	—
その他	△48
期末残高	2,348

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しています。純損益に認識した利得又は損失合計の内、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において11百万円です。

レベル3に区分された金融負債の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	163
企業結合	3,433
決済	—
公正価値の変動	△111
その他	123
期末残高	3,608

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

(社債及び借入金)

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	45,377	45,319	△58
金融負債			
社債	119,596	120,070	474
借入金	155,456	157,715	2,259

収益認識に関する注記

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡や内視鏡システムなどの医療機器の販売、リース及び修理サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「5. 会計方針に関する事項(7)リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

治療機器事業

治療機器事業においては、内視鏡処置具、エネルギーデバイス並びに泌尿器科・婦人科及び耳鼻咽喉科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業

科学事業においては、生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器等の販売を行っており、国内外の研究機関や医療機関等を主な顧客としています。

科学事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業に関する製品の保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

映像事業

映像事業においては、ミラーレス一眼カメラを中心とするデジタルカメラの販売を行っており、主に国内外の小売業を営む企業を顧客としています。

映像事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客へ販売した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。映像事業における製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。なお、リベート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積と実績に重要な差異が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

なお、映像事業については、当連結会計年度において非継続事業に分類しています。

その他の事業

その他の事業においては、生体材料および整形外科用器具等の販売を行っているほか、新規事業に関する研究開発や探索活動が含まれています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	306.72円
2. 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	51.03円
非継続事業	△40.98円
基本的1株当たり当期利益	10.05円

重要な後発事象に関する注記

(重要な株式取得契約の締結)

当社は、医療機器メーカーMedi-Tate Ltd. (本社：イスラエル、以下「Medi-Tate」) の発行済株式すべて（但し、当社が保有済みの株式を除きます）を取得するためにコールオプションを行使することを決定し、2021年4月30日付でMedi-Tate社株式の100%を、当社の連結子会社であるOlympus Winter & Ibe GmbHを通じて取得する契約を締結しています。今後の日程は、以下のとおりです。

- (1) 契約締結日 2021年4月30日
- (2) 株式取得日 2021年5月31日 (予定)

(自己株式の消却)

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議しています。詳細は以下のとおりです。

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 71,620,630株 (消却前の発行済株式総数に対する割合5.2%)
- (3) 消却日 : 2021年6月4日 (予定)

消却後の発行済株式総数	1,299,294,333株
消却後の自己株式数	13,659,291株

その他の注記

1. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは以下のとおりです。

(政府補助金)

政府補助金収入として2,388百万円を「その他の収益」に計上しています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各国の政府、自治体等からの助成金の適用を受けたものです。

(貸倒引当金戻入額)

当社における貸倒引当金戻入額1,359百万円を「その他の収益」に計上しています。

(子会社株式の譲渡)

当社は、当社の連結子会社であるオリンパスRMS株式会社の全株式を譲渡し、その譲渡益1,770百万円を「その他の収益」に計上しています。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

(事業構造改革費用)

当社における企業変革プラン「Transform Olympus」を推進するための関連費用として、6,614百万円を「その他の費用」に計上しています。

当社の事業ポートフォリオの選択と集中を推進するため、映像事業における分社による新会社の設立及び譲渡に係る費用として、5,156百万円を「その他の費用」に計上しています。

(社外転進支援制度の実施)

当社および当社国内グループ会社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、11,866百万円を「その他の費用」に計上しています。

2. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっているものです。

当社グループは、従来「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」「映像事業」及び「その他事業」の5区分を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」及び「その他事業」の4区分を報告セグメントとすることに変更しています。

この変更は、当社が、映像事業を新会社として分社化し、日本産業パートナーズ株式会社に譲渡することに関する正式契約を締結したことに伴い、映像事業を非継続事業に分類したことによるものです。その結果、映像事業に配賦されていた全社費用は、調整額に含めています。

非継続事業の詳細については、「6. 非継続事業」に記載しています。

なお、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
内視鏡事業	消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡システム、修理サービス
治療機器事業	内視鏡処置具、エネルギー・デバイス、泌尿器科・婦人科及び耳鼻咽喉科製品
科学事業	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器
その他事業	生体材料、整形外科用器具

(2) 報告セグメントの収益、業績及びその他の項目

報告セグメントによる収益、業績及びその他の項目は、以下のとおりです。なお、報告セグメントの会計処理の方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計方針に関する事項」における記載と同一です。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注2,3 4, 5)	連結計算書 類計上額
	内視鏡	治療機器	科学	その他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	419,466	206,040	95,861	9,177	730,544	－	730,544
セグメント間の売上高 (注1)	－	－	4	166	170	△170	－
計	419,466	206,040	95,865	9,343	730,714	△170	730,544
営業利益又は損失	104,705	24,633	4,949	△682	133,605	△51,620	81,985
金融収益							1,193
金融費用							6,368
税引前利益							76,810
その他の項目							
持分法による投資損益	656	△61	－	－	595	－	595
減価償却費及び償却費	30,684	13,241	7,313	923	52,161	7,398	59,559
減損損失 (非金融資産)	70	414	－	－	484	358	842
セグメント資産	469,090	323,188	97,088	20,517	909,883	271,134	1,181,017
持分法で会計処理されている 投資	1,040	2,088	－	－	3,128	－	3,128
資本的支出	52,713	22,531	9,098	928	85,270	13,665	98,935

(注1) セグメント間の売上高は、市場実勢価格に基づいています。

(注2) 営業利益 (又は損失) の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費等からなる全社費用です。

(注3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産です。

(注4) 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費です。

(注5) 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

(3) 地域別情報

当社グループの売上高の地域別情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
日本	123,454
北米	236,979
欧州	181,227
中国	110,354
アジア・オセアニア	63,563
その他	14,967
合計	730,544

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(注2) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米……米国、カナダ

(2) 欧州……ドイツ、イギリス、フランス等

(3) アジア・オセアニア……シンガポール、韓国、オーストラリア等

(4) その他……中南米、アフリカ等

当連結会計年度において、米国における外部顧客への売上高は、222,057百万円です。当連結会計年度において、日本、米国及び中国を除き、外部顧客への売上高が重要な単一の国及び地域はありません。

3. 売却目的で保有する資産及び直接関連する負債

売却目的で保有する資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産	
土地	45
建物及び構築物	72
機械装置及び運搬具	0
合計	117

当連結会計年度に売却目的保有に分類した資産及び直接関連する負債は、期末日から1年以内に売却することを予定しています。

また、前連結会計年度に売却目的で保有する資産及び直接関連する負債に分類され、当期中に振替もしくは売却がなされたものは次のとおりです。

(Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd.の持分譲渡)

当社は、連結子会社である Olympus (China) Co. Ltd.が保有する中国現地法人Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (中国・深圳市) の持分につき、引き続き、譲渡に向けた取り組みを推し進めていますが、譲渡に至るまでには一定の期間を要することが見込まれるため、売却目的で保有する処分グループへの分類を当連結会計年度において一旦中止しています。各資産及び負債の属性に応じて「売却目的で保有する資産」については、流動資産に、「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」については、流動負債に振り替えています。

(米国ノーウォーク工場の譲渡)

当連結会計年度において、米国における治療機器の製造拠点Olympus Surgical Technologies America の一つであるノーウォーク工場 (以下、「同工場」) をNISSHA株式会社 (以下、「NISSHA」) の100%子会社 Nissha Medical Technologies (以下、「NMT」) に譲渡することについて、NISSHAとの間で契約を締結し、同工場のNMTへの引き渡しは2020年11月2日で完了しました。

4. 企業結合

(Arc Medical Design Limitedの取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Arc Medical Design Limited (以下、「Arc Medical Design社」)
事業の内容 大腸内視鏡を用いた診断及び治療に対する補助デバイスの開発及び製造

② 企業結合を行った主な理由

当社は、早期診断及び低侵襲治療に対する当社のコアコンピタンスをより強固なものとするため、自社開発にとどまらず、最適なパートナーを買収することを通じて、消化器疾患治療機器のラインアップ拡充や大腸がんの診断・治療補助デバイスの開発に努めています。

今回の買収により、当社はArc Medical Design社の革新的な製品に関するすべての権利を取得しました。当社はこれまでもArc Medical Design社の主力製品であるENDOCUFF VISION™について、欧米市場で独占販売契約を有していましたが、今後は全ENDOCUFF製品群に関する設計、製造、販売、事業戦略を担うこととなります。本製品群の導入により、医療コストの削減、及び患者様のQOL向上にさらに貢献していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2020年8月7日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として67百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	3,472
条件付対価	488
合計	3,960
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	79
有形固定資産	0
無形資産	1,296
その他の資産	5
繰延税金負債	△246
その他の負債	△74
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,060
のれん	2,900
合計	3,960

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。なお、当連結会計年度において支払対価の配分は完了しており、当初の暫定的な金額から重要な変動はありません。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいない金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、Arc Medical Design社製品の売上高に応じて将来の一定期間に渡りArc Medical Design社の旧株主に対して支払われるロイヤリティであり、その公正価値は、将来の販売予測や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。なお、当該ロイヤリティについては支払額の上限は設けられておりません。

条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(FH ORTHO SASの取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 FH ORTHO SAS (以下、「FH ORTHO社」)

事業の内容 整形外科用器具の開発・製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、子会社であるオリンパステルモバイオマテリアル株式会社を通じて、日本国内においてすでに整形外科事業を展開しており、人工骨、HTO(高位脛骨骨切り術)用金属プレート、その他関連製品の製造・販売を行っています。また、当社は、より正確で安全な生体組織(骨)の破碎、及び切除をサポートするために、関節鏡下で初めてとなる超音波技術を用いた手術装置を開発しました。

今回の買収により、当社は靭帯再建術や足関節固定術、外傷手術などにおいて使用される、革新的で患者様のQOL向上に貢献する製品のポートフォリオを強化します。また、当社の整形外科向けの製品を、FH ORTHO社が持つグローバルな販売ルートで展開するとともに、FH ORTHO社の主力製品の一部を日本国内で販売することで、当社グループの販路拡大と事業の成長を促進します。低侵襲手術に貢献する、より多くの製品・ソリューションの導入、販路拡大により、当社はグローバル・メドテックカンパニーとしてのポジションを更に強化していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2020年11月2日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として403百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	5,776
条件付対価	194
合計	5,970
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	122
営業債権及びその他の債権	618
棚卸資産	3,445
その他の流動資産	1,099
有形固定資産	1,271
無形資産	2,232
繰延税金資産	617
営業債務及びその他の債務	△727
社債及び借入金（流動）	△3,055
引当金	△460
その他の流動負債	△723
退職給付に係る負債	△206
繰延税金負債	△847
その他の非流動負債	△356
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	3,030
のれん	2,940
合計	5,970

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。従来は、支払対価の配分が確定していなかったため取得日における資産及び負債の金額は、暫定的な金額を記載していました。ただし、当連結会計年度において取得日時点に存在した事実及び状況について、支払対価の配分計算に必要な情報を全て入手したことから、支払対価の配分を完了しています。この結果、当初の暫定的な金額から、取得日における資産及び負債の金額を修正しています。

主な修正の内容は、棚卸資産の増加1,251百万円、無形資産の増加1,725百万円、繰延税金負債の増加847百万円であり、その結果、のれんの金額が2,303百万円減少しています。無形資産残高2,232百万円のうち、主な内容は、FH ORTHO社の製品に関する技術関連資産2,031百万円であり、将来の売上高成長率、価値減耗率、および割引率等の仮定に基づき測定しています。なお、技術関連資産の見積耐用年数は10～16年です。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、企業結合後のFH ORTHO社の特定の業績指標の達成水準に応じて支払う契約となっており、支払額の上限は2,550千ユーロです。その公正価値は、将来の業績予測や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。

条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(Veran Medical Technologies, Inc.の取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Veran Medical Technologies, Inc. (以下、「VMT社」)

事業の内容 呼吸器科関連医療機器の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

VMT社が持つ電磁ナビゲーションシステムは、細く枝分かれした気管支末梢部への気管支鏡や処置具の挿入を支援するシステムであり、気管支末梢部にある病変の位置の特定や、病変部の細胞採取をサポートします。気管支鏡およびラジアルEBUS（気管支内超音波）などの当社の既存の呼吸器科向け製品と組み合わせることで、病変部へのスムーズなアクセスや、肺がんの確定診断における更なる貢献が期待できます。今回の買収により、当社の呼吸器事業の製品ラインアップが強化されるだけでなく、VMT社の経験豊富なセールススタッフにより北米における販売体制が大幅に強化されます。呼吸器科市場における当社の競争力を向上させることで、呼吸器疾患の早期診断・低侵襲治療により一層貢献していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2020年12月29日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として440百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	31,050
条件付対価	1,461
合計	32,511
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	433
営業債権及びその他の債権	506
棚卸資産	2,259
有形固定資産	41
無形資産	14,647
その他の資産	210
繰延税金資産	1,612
営業債務及びその他の債務	△128
その他の負債	△587
繰延税金負債	△2,586
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	16,407
のれん	16,104
合計	32,511

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。なお、これらの配分は完了していないため、上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であり、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。

当連結会計年度において取得日時点で存在した事実及び状況について、支払対価の配分計算に必要な情報を入手したことから、支払対価の配分額を修正しており、この結果、当初の暫定的な金額から取得日における資産及び負債の金額を修正しています。

主な修正の内容は、条件付対価の減少1,127百万円、棚卸資産の増加828百万円、無形資産の増加14,647百万円、繰延税金負債の増加2,586百万円であり、その結果、のれんの金額が14,425百万円減少しています。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、企業結合後のVMT社の特定の業績指標の達成水準等に応じて支払う契約となっており、支払額の上限は40,000千USドルです。なお、条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(Quest Photonic Devices B.V.の取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Quest Photonic Devices B.V. (以下、「Quest社」)

事業の内容 医療機器の開発・製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

Quest社は、先進的な医療用蛍光イメージングシステムの開発、製造、販売を行っている企業で、外科領域のイメージング技術の革新に貢献しています。様々な光の波長を活用したイメージング技術の開発に強みを持っており、開腹手術や腹腔鏡手術における蛍光ガイド手術用のイメージングシステム「Spectrum®」をはじめ、光線力学療法向け機器など幅広い医療用イメージング機器を提供しています。

当社はこれまでも外科内視鏡イメージングの分野において4K、3Dなどの技術を導入してきましたが、今回の買収により、蛍光イメージング技術および製品ラインアップを強化することで、より正確で安全な外科手術の実現に貢献していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2021年2月9日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として69百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	4,684
条件付対価	1,290
合計	5,974
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	301
営業債権及びその他の債権	53
棚卸資産	197
その他の流動資産	24
有形固定資産	204
無形資産	569
その他の金融資産（非流動）	45
繰延税金資産	32
営業債務及びその他の債務	△21
社債及び借入金（流動）	△39
引当金	△1
その他の流動負債	△314
社債及び借入金（非流動）	△1,035
その他の非流動負債	△22
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	△7
のれん	5,981
合計	5,974

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。なお、これらの配分は完了していないため、上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であり、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、Quest社の旧株主に対して、主にQuest社の開発に伴う認可の取得に応じて支払われるマイルストーンであり、当該開発に伴う認可を取得できる可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。なお、支払額の上限は14,000千ユーロです。

条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

5. 支配の喪失

(映像事業の譲渡)

(1) 取引の概要

当社は、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社と2020年9月30日に締結した株式譲渡契約に基づき、当社が保有するOMデジタルソリューションズ株式会社の株式総数の95%(発行済株式総数の95%)を2021年1月1日付で譲渡しました。これにより、当社はOMデジタルソリューションズ株式会社に対する支配を喪失しています。

(2) 支配の喪失を伴う資産及び負債

	(単位：百万円)
	金額
現金及び現金同等物	24,266
その他流動資産	282
非流動資産	479
資産合計	25,027
流動負債	24,783
非流動負債	244
負債合計	25,027

(3) 支配の喪失を伴うキャッシュ・フロー

	(単位：百万円)
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	0
事業譲渡に関連する費用	△3,564
支配を喪失した子会社における現金及び現金同等物	△24,266
事業譲渡による支出(注)	△27,830

(注)事業譲渡による支出は、連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(4) 支配の喪失に伴う損益

支配の喪失に伴って認識した損失は44,794百万円であり、連結損益計算書上、「非継続事業からの当期損失」に計上しています。当該譲渡に関する損失の詳細については、「6. 非継続事業」に記載しています。

(重要な営業の譲渡)

(1) 取引の概要

当社は、2020年8月6日に米国における治療機器の製造拠点Olympus Surgical Technologies Americaの一つであるノーワーク工場（以下、同工場）を、NISSHA株式会社（以下、NISSHA）の100%子会社Nissha Medical Technologiesに譲渡することについて、NISSHAとの間で契約を締結しました。同工場の譲渡が2020年11月2日で完了し、同工場に対する支配を喪失しました。

(2) 支配の喪失に伴う資産及び負債

	(単位：百万円)
	金額
流動資産	860
非流動資産	1,488
資産合計	2,348

(3) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

	(単位：百万円)
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	2,121
支配を喪失した事業における現金及び現金同等物	-
事業譲渡による収入（注）	2,121

(注) 事業譲渡による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローに含めています。なお、譲渡価額の合計は、30百万米ドルであり、このうち翌連結会計年度以降に受け取る予定の対価は、上記に含めていません。

(4) 支配の喪失に伴う損益

同工場に対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は486百万円であり、連結損益計算書上、「その他の収益」に含めています。

(オリンパスRMS株式会社の譲渡)

(1) 取引の概要

当社は、当社の連結子会社であるオリンパスRMS株式会社の全株式をロート製薬株式会社へ譲渡する契約を締結し、譲渡手続きを2021年3月23日をもって完了しました。この結果、当社は同日付でオリンパスRMS株式会社に対する支配を喪失しました。

(2) 支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位：百万円)

	金額
流動資産	418
非流動資産	6
資産合計	424
流動負債	572
非流動負債	-
負債合計	572

(3) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	1,622
支配を喪失した子会社における現金及び現金同等物	△294
子会社株式の売却による収入(注)	1,328

(注) 子会社株式の売却による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(4) 支配の喪失に伴う損益

オリンパスRMS株式会社に対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は1,770百万円であり、連結損益計算書上、「その他の収益」に含めています。

6. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、2020年9月30日付で、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社と、当社の映像事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。これに伴い映像事業に関わる損益を、当連結会計年度において非継続事業に分類しています。なお、映像事業の譲渡は、2021年1月1日付で完了しています。詳細については、「5. 支配の喪失」に記載しています。

(2) 非継続事業の損益

非継続事業の損益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	21,062
売上原価	14,715
売上総利益	6,347
販売費及び一般管理費	13,633
持分法による投資損益	-
その他の収益	75
その他の費用(注)	44,898
営業損失	△52,109
金融収益	0
金融費用	367
税引前損失	△52,476
法人所得税費用	205
非継続事業からの当期損失	△52,681

(注) 当連結会計年度のその他の費用には、映像事業譲渡に関する損失44,794百万円(譲渡契約に基づく費用負担額28,618百万円、棚卸資産譲渡損14,910百万円、固定資産譲渡損等1,266百万円)が含まれています。

(3) 非継続事業のキャッシュ・フロー

非継続事業のキャッシュ・フローは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

非継続事業のキャッシュ・フロー	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△2,999
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△28,686
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△68

7. 市場対応に係る費用の引当金

当社が行う自主的な市場調査の結果、当社の品質基準に照らし合わせ、患者様の安全確保を最優先に考え、対象の気管支ビデオスコープおよび胆道ファイバースコープの自主回収を行うことを決定いたしました。この市場対応に係る費用として、当連結会計年度において法的製造責任を負う当社製造子会社オリンパスメディカルシステムズ株式会社は、内視鏡事業の売上原価に5,653百万円を引当金として計上しております。

8. 過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟

当社の過去の損失計上先送り問題に関する当社旧取締役5名に対する損害賠償請求訴訟について、東京高等裁判所より2019年5月16日付で旧取締役3名に対して、当社の請求を認容する判決が下されましたが、当社は、当該判決の一部（旧取締役2名に対する請求の棄却）を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。（但し、上告については、上告受理申立理由書の提出と同時に取下げています。）また、請求が認容された2名は当該判決の一部を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。

本件について、2020年10月22日付で、最高裁判所より、当社の上告不受理、また、旧取締役2名の上告棄却及び上告不受理の決定がなされました。

これにより、過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟は全て終了しました。

9. 社外転進支援制度の実施

当社は、2020年12月18日の取締役会において、社外転進支援制度を実施することを決議しました。当連結会計年度において社外転進支援制度の募集が終了し、その結果が確定しました。

(1)実施理由

当社は、真のグローバルなメディカル・テクノロジーカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を達成するために、従業員の専門性や人間性を成長させる機会にあふれる文化を醸成し、従業員一人ひとりがその職責を十分に理解して活動を継続しているパフォーマンス志向の組織を目指しています。この変革期において、(i)社外で自らの力を発揮することを希望する社員への支援、(ii)変革を推進する人材の適所適材への採用と登用、(iii)グローバル・メドテックカンパニーに相応しい収益性の達成を目的として、社外転進支援制度を実施しました。

(2)社外転進支援制度の実施概要

- ①対象会社：当社および当社国内グループ会社
- ②対象者：2021年3月31日時点で40歳以上かつ勤続3年以上の正社員、定年後再雇用者、無期契約社員
- ③募集人員：950名程度
- ④募集期間：2021年2月1日～2021年2月19日
- ⑤退職日：2021年3月31日
(特定の理由がある場合、2021年9月30日を期限とし、退職日を調整)
- ⑥支援内容：
通常の退職金に加え、特別支援金を支給する。
希望者には再就職支援を実施する。

(3)実施結果

制度利用退職者数：842名

今回の社外転進支援制度の実施に伴い、特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、11,866百万円を「その他の費用」に計上しています。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
2020年4月1日残高	124,643	91,063	1	91,064	1,122	251,880	253,002
会計方針の変更による 累積的影響額						△139	△139
会計方針の変更を反映した 当期首残高	124,643	91,063	1	91,064	1,122	251,741	252,863
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						△12,856	△12,856
会社分割による減少						△21,405	△21,405
当期純利益						8,541	8,541
自己株式の取得							
自己株式の処分			8	8			
圧縮記帳積立金の取崩					△38	38	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	8	8	△38	△25,682	△25,720
2021年3月31日残高	124,643	91,063	9	91,072	1,084	226,059	227,143

項目	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日残高	△98,135	370,574	5,128	5,128	517	376,219
会計方針の変更による 累積的影響額		△139				△139
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△98,135	370,435	5,128	5,128	517	376,080
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当		△12,856				△12,856
会社分割による減少		△21,405				△21,405
当期純利益		8,541				8,541
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	89	97			△45	52
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△640	△640		△640
当期変動額合計	87	△25,625	△640	△640	△45	△26,310
2021年3月31日残高	△98,048	344,810	4,488	4,488	472	349,770

Ⅷ. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権および債務 ……時価法

(3) たな卸資産 ……移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
リース取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しています。

(5) 事業整理損失引当金

一部の子会社の事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

(6) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しており、製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引

・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、ならびに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

- (3) 消費税等の会計処理
税抜き方式によっています。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	120,766百万円
2. 偶発債務	
保証債務	2,650百万円
上記には関係会社に対する保証予約等2,647百万円が含まれています。	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	203,547百万円
4. 関係会社に対する長期金銭債権	70百万円
5. 関係会社に対する短期金銭債務	88,910百万円
6. 輸出為替手形割引高	64百万円

7. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち5,752百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金5,752百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しており、当期において一部を回収しています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	281,357百万円
仕入高	260,874百万円
その他の営業取引	17,841百万円
営業取引以外の取引による取引高	38,550百万円

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、当社製品の販売において、従来は出荷時点で収益を認識していましたが、引渡時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の売上高が1,185百万円減少し、売上原価は56百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,157百万円が減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ28百万円増加しています。また、繰越利益剰余金の当期首残高は139百万円減少しています。

表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。

また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は83,719百万円です。

2. 固定資産の減損

当社は、有形固定資産および無形固定資産のうち事業年度末現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しています。

減損損失の認識および測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産および無形固定資産の金額はそれぞれ72,989百万円、7,283百万円であり、減損損失は1,362百万円計上しています。

3. 偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しています。

4. 確定給付制度債務の測定

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値及び数理差異等の未認識項目の純額を負債又は資産として認識しています。

確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。

これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当事業年度の計算書類に計上した前払年金費用の金額は14,690百万円です。

5. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。

課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産(純額)の金額は23,268百万円であり、繰延税金負債と相殺前の金額は29,814百万円です。

6. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて世界的なワクチン接種の進展とともに引き続き縮小していくことを想定し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いています。

当該仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っています。

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 1,370,914,963株 |
| 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 85,279,921株 |
- 当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより766株増加、ストックオプションの行使により50,400株減少、業績連動型株式報酬の退任取締役および執行役員からの無償取得により26,596株増加、譲渡制限付株式報酬の株式付与により26,821株減少しています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産	2,165百万円
前払費用	6,079百万円
未払賞与	2,557百万円
有形固定資産	4,358百万円
無形固定資産	3,140百万円
投資有価証券評価損否認	2,989百万円
関係会社株式評価損否認	7,724百万円
貸倒引当金繰入否認	3,708百万円
繰越欠損金	24,017百万円
その他	2,970百万円
繰延税金資産小計	59,707百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△15,359百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△14,534百万円
繰延税金資産合計	29,814百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,403百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△479百万円
前払年金費用	△4,498百万円
その他	△166百万円
繰延税金負債合計	△6,546百万円
繰延税金資産の純額	23,268百万円

関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Olympus Winter & Ibe GmbH	所有 間接 100.0	当社製品の製造 役員の兼任	関係会社株式の 売却 (注1) 売却代金 売却益	4,983 2,543	未収入金	4,983

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 関係会社株式の売却価額は両社協議の上決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 271円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円64銭 |

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議しています。詳細は以下のとおりです。

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
 - (2) 消却する株式の数 : 71,620,630株 (消却前の発行済株式総数に対する割合5.2%)
 - (3) 消却日 : 2021年6月4日 (予定)
- | | |
|-------------|----------------|
| 消却後の発行済株式総数 | 1,299,294,333株 |
| 消却後の自己株式数 | 13,659,291株 |

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

その他の注記

(映像事業譲渡に関する損失)

当社が実施した映像事業譲渡に関連して、47,623百万円 (OMデジタルソリューションズ株式会社の株式売却損42,516百万円、同社株式評価損2,238百万円、固定資産減損等2,869百万円) を「映像事業譲渡に関する損失」に計上しています。

(社外転進支援制度の実施)

当社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職支援において発生する費用として、8,886百万円を「早期割増退職金等」に計上しています。

(過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟)

当社の過去の損失計上先送り問題に関する当社旧取締役5名に対する損害賠償請求訴訟について、東京高等裁判所より2019年5月16日付で旧取締役3名に対して、当社の請求を認容する判決が下されましたが、当社は、当該判決の一部 (旧取締役2名に対する請求の棄却) を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。(但し、上告については、上告受理申立理由書の提出と同時に取下げています。) また、請求が認容された2名は当該判決の一部を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。

本件について、2020年10月22日付で、最高裁判所より、当社の上告不受理、また、旧取締役2名の上告棄却及び上告不受理の決定がなされました。

これにより、過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟は全て終了しました。

企業結合関係

(品質法規制機能の強化を目的とした一部機能の承継)

当社は、2020年4月1日に、会社分割により、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、研究開発・製造・修理企画などの一部機能を当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継しました。これは2019年12月20日に当社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社との間で締結した吸収分割契約によるものです。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 内視鏡事業、治療器事業

事業の内容 医療機器の研究開発、製造・修理企画などの一部機能

総資産 24,310百万円

負債 2,905百万円

純資産 21,405百万円

②企業結合日

2020年4月1日

③企業結合の法的形式

オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

オリンパスメディカルシステムズ株式会社

(2) 取引の目的を含む取引の内容

当社は真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を2019年11月6日付で公表し、本経営戦略において、当社は品質法規制機能の強化を掲げており、年々高まる品質・法規制に関する要求に対して、市場や顧客から求められる最高レベルの品質と安全基準を満たす製品をタイムリーに導入していくことを目指しています。今回、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、本会社分割を行いました。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしました。なお当事業年度における会社(分割元企業)の繰延税金資産の回収可能性について、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、将来の課税所得の見積りに当該会社分割の影響を加味し、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。

(映像事業の譲渡)

当社は、2020年9月30日付で、日本産業パートナーズ株式会社（以下、「JIP」）が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社と、当社の映像事業譲渡に関する株式譲渡契約を締結し、2021年1月1日付で映像事業を譲渡しました。

事業の譲渡にあたっては、当社の子会社として新たにOMデジタルソリューションズ株式会社（以下、「映像新会社」）を設立後、当社の映像事業を吸収分割の方法により承継させたうえで、当社が保有する映像新会社の株式総数の95%（発行済株式総数の95%）をOJホールディングス株式会社に譲渡する方法で行いました。

1. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 映像事業

事業の内容 ミラーレス一眼を中心としたデジタルカメラや交換レンズ、ICレコーダーなどのオーディオ製品等の製造及び販売等に関する事業

② 企業結合日

2021年1月1日

③ 企業結合の法的形式

オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、OMデジタルソリューションズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④ 企業結合企業の名称

OMデジタルソリューションズ株式会社

(2) 取引の目的を含む取引の内容

本会社分割は、事業分離を目的として実施したものです。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしました。

2. 事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

OJホールディングス株式会社

② 分離した事業の内容

事業の名称 映像事業

事業の内容 ミラーレス一眼を中心としたデジタルカメラや交換レンズ、ICレコーダーなどのオーディオ製品等の製造及び販売等に関する事業

③事業分離を行った主な理由

近年では、スマートフォンの進化に伴う市場の急激な縮小等、デジタルカメラの市場環境は極めて厳しい状況にあります。当社はこれまでコスト構造の見直しや事業の効率化に向けたさまざまな施策に取り組んできましたが、映像事業は2020年3月期まで3期連続で営業損失を計上するに至っています。このような状況の中で、当社は、映像事業をよりコンパクトで筋肉質かつ持続的な組織構造とすべく分社化し、JIPのもとで事業展開することが、映像事業の自律的かつ持続的な成長を実現に資すると判断し、事業譲渡を行いました。

④事業分離日

2021年1月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

42,516百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

総資産 45,280百万円

負債 419百万円

純資産 44,861百万円

③会計処理

当該譲渡株式の帳簿価額と売却価額との差額である関係会社株式売却損を「映像事業譲渡に関する損失」に含めて特別損失に計上しました。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

映像事業

(4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業にかかる損益の概算額

売上高 14,793百万円

営業損失 7,429百万円

(国内販売機能再編に係る会社分割)

当社は、会社分割の方法により、医療及び科学事業の国内販売機能（以下、「本対象機能」）に関する権利義務を、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルサイエンス販売株式会社（以下、「OMSJ」）に承継させる会社分割（以下、「本会社分割」）を行うこととし、OMSJと吸収分割契約を締結することを、2021年2月12日付で、決定しました。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業

事業の内容 上記事業の国内販売機能

②会社分割の効力発生日

2021年10月1日（予定）

③会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社とし、OMSJを吸収分割承継会社とする吸収分割

④会社分割後企業の状況

当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期について、本会社分割による変更はありません。OMSJは、本会社分割の効力発生日と同日付で、商号を「オリンパスマーケティング株式会社」に変更する予定です。その他、本会社分割によるOMSJの事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

(2) 取引の目的を含む取引の内容

2020年11月13日付適時開示「当社グループにおける国内販売機能再編の検討開始に関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社は、2021年10月1日に、当社グループにおける国内販売機能の再編を実施する予定です。

現在、当社グループの国内販売機能は、当社及びOMSJが担っていますが、この2社の医療及び科学事業の国内販売機能を統合することで、「柔軟な人員配置」や「パートナーとの連携強化」、さらには「全国統一の施策の展開」や「優秀人材の獲得・リテンション」等を実現し、販売体制の強化を目指します。

本会社分割は、かかる国内販売機能の再編を実施し、当社の本対象機能に関する権利義務をOMSJに承継させることを目的として行うものです。

なお、本件会社分割が当社の単体業績に与える影響は、現在精査中です。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をします。